

令和6年度 倉敷市立倉敷西小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関 する 現 状 と 課 題

令和5年度の本校のいじめの認知件数は、3件である。いじめを見逃さないために、アンテナを高くして見守り、教職員で共通理解して早期解決に取り組んだ。高学年になるにつれて携帯電話やスマートフォン通信機能が付いているゲーム機等の所持率も高く、ネットいじめだけでなくネットトラブルに巻き込まれる危険性もある。アンケート調査と教育相談により、いじめ問題の実態把握に努めているが、未然防止をより強く推進するために、保護者への啓発と連携を密にして学校をあげていじめを許さない取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見と適切な対応のため教職員研修の充実も必要不可欠である。

いじめ問題への対応の基本的な考え方

- ・学校をあげた取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、生徒指導部員、養護教諭が参画し、それぞれの立場から実践的ないじめ解決のための取組を行う。また、児童の生活実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者への啓発文書配布等を実施し、児童への教育推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめている児童だけでなく、周りの児童に対してもいじめは絶対ゆるされることではないという毅然とした態度で指導する。
- ・教師と児童との温かい人間関係を基盤として児童の気持ちを受け止め、共感的に理解する。
- ・児童の体験活動や、児童を取り巻く人間関係を豊かにする長期的な指導と援助を行う。
- ・いじめの早期発見のために毎月いじめアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。
(重点となる取組)
- ・年2回の教育相談において、児童の悩みや思いを丁寧に聞き取り、トラブルを生まない良好な人間関係を築いていこうとする意欲の高揚を図る。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童の実態に応じたSNSの利用を含めた情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
- ・週2回の終りの時に生徒指導上気になる児童について情報交換をすることで、教職員全員で児童の様子を共通理解し、早期に対応を目指す。

保護者・地域との連携		学 校		関係機関等との連携	
〈連携の内容〉 ・学級懇談やPTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校運営協議会や保護者、地域住民の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめ問題についての啓発文書を保護者に配布する。 ・学年だより等にて、いじめ問題等の各種相談窓口やスクールカウンセラー等の紹介を掲載し、活用を促す。		いじめ問題対策委員会 〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 ・毎月のいじめアンケートで気になる事案がある場合。 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当の担任、学年主任 ・校外 スクールカウンセラー PTA会長(必要に応じて)		〈連携機関名〉 ・倉敷警察署 ・子ども相談センター ・児童相談所 〈連携の内容〉 ・非行防止教室の実施、情報の共有 〈学校側の窓口〉 ・生徒指導主事	
		全 教 職 員			

学 校 が 実 施 す る 取 組	
(教員研修) ・校内指導体制を確立し、児童の人命尊重の態度・人権尊重の意識、自己指導能力の育成に努める。また、教職員の指導力向上のため、いじめ問題への取り組みの基本姿勢を研修する。 ① いじめ防止 ・講師を依頼し、ネット利用の現状と利用上の留意点についての研修を行ったり、各種たより(学校だより・生徒指導だより・学年だより)で啓発したりしていく。 ・代表委員会において、児童主導のいじめ防止の意識を高めるための話し合いや取組を進める。 ・日頃の授業や学級経営・学校行事の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、児童の人命尊重の態度、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において年に1回は実施する。	いじめ問題対策委員会 (対東委員会の役割) ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 ・毎月のいじめアンケートで気になる事案がある場合。 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当の担任、学年主任 ・校外 スクールカウンセラー PTA会長(必要に応じて)
(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケートを毎月1回実施し、年2回の定期教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。 ・地域や家庭・関係機関との連携を密にし、情報収集に努める。 ② 早期発見 (相談体制の確立) ・日頃から担任や教職員に相談しやすい雰囲気と関係をつくる。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用促進を図るとともに、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく言葉掛けを行うように努める。 ・校外の相談機関窓口について児童・保護者に対する周知や広報を継続して行う。 (情報共有) ・児童の気になる変化があった場合、5W1Hの記録用紙に経過を記録し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ・家庭への啓発) ・早期のいじめ認知につながるよう、家庭での児童の様子やSNSを含むネットの利用実態等を見るポイントを書いた文書を配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。	いじめ問題対策委員会 (対東委員会の役割) ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 ・毎月のいじめアンケートで気になる事案がある場合。 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当の担任、学年主任 ・校外 スクールカウンセラー PTA会長(必要に応じて)
(いじめの有無の確認) ・児童がいじめを受けているとの情報を得たり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認をする。 ③ いじめ ・いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。 ・いじめられた児童への支援) ・いじめられた児童への指導) ・いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響が大きいことに気付けさせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、状況を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・(周辺児童への働きかけ) ・いじめがあったことを認識していたかどうかを確認し、自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、同調していた児童には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。 ・当事者だけの問題でなく、全体の問題として考えられるよう話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。 (継続的な支援) ・解決したように見られる事例でも経過観察をし、該当児童がよりよい関係を築いているように、必要な指導を継続的(3か月を目安)に行っていく。	いじめ問題対策委員会 (対東委員会の役割) ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 〈対策委員会の開催時期〉 ・毎月のいじめアンケートで気になる事案がある場合。 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 〈構成メンバー〉 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当の担任、学年主任 ・校外 スクールカウンセラー PTA会長(必要に応じて)

倉敷市立倉敷西小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議、対策委員会等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、年間計画の確認	○学年集会、学級作りの取組 ・集団づくりプログラムの実施 (人権教育部、学級担任)	○担任と外遊びの励行 ○家庭訪問(個別懇談)	○発生時案への対応(随時) ○対応手順の共通理解 (対策会議)
5月	○いじめ対策委員会 ○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意見交換		○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
6月	○教育講演会	○いじめについて考える週間の取組 (人権教育部、児童会)	○アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導部) ○担任による教育相談 ○担任と外遊びの励行	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
7月		○学年集会 (学年部) ○非行防止教室	○個別懇談 ○家庭への啓発文書配布 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
8月	○職員研修 ・ネットいじめ、SNS、人権について			
9月	○いじめ対策委員会 OPTA人権教育研修会(携帯安全教室)	○学級懇談会	○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
10月			○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
11月			○アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導部) ○担任による教育相談 ○担任と外遊びの励行	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
12月		○なかよし集会 (人権教育部) ○学年集会 (学年部)	○個別懇談 ○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
1月			○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
2月	○学校運営協議会 ・今年度の取組の反省	○学級懇談会	○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応
3月	○いじめ対策委員会	○学年集会 (学年部)	○担任と外遊びの励行 ○アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応

年間を通して、行う取組

・終礼の時間に生徒指導上で気になる児童の様子を共通理解する。

・日頃の授業や学校行事の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・スクールカウンセラーの活用促進を図るとともに、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく言葉掛けを行うように努める。

・授業時間だけでなく、休み時間にも積極的に児童と関わり、少しの変化にも気付く努力をする。

・児童の気になる変化があった場合、5W1Hの記録用紙に経過を残し、教職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。

・気になる児童への手立てを考えたり、共通理解を図ったりするために随時、ケース会議を開く。